

○警視庁会計年度任用職員貸与品規程

平成27年3月30日

訓令甲第19号

存続期間

〔沿革〕 平成29年3月 訓令甲第15号 (い)

令和 2年2月 同第4号 (ろ)

3年3月 同第6号 (は)

4年3月 同第5号 (に) 改正

(目的)

第1条 この規程は、会計年度任用職員が職務を執行するために必要な被服及び装備品
(以下「貸与品」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ろ)

(統括責任者)

第2条 総務部長は、貸与品の統括責任者として、貸与品の取扱いに関する業務を統括するものとする。

2 統括責任者は、必要により、次条に規定する運用管理責任者をして貸与品の使用状況及び管理状況を視察させ、及び点検させるものとする。

(運用管理責任者等)

第3条 装備課長は、貸与品の運用管理責任者として、統括責任者の指揮の下に、その適正な運用管理に当たるものとする。

2 所属長は、所属における貸与品の運用管理業務を適正に処理するものとする。

(取扱責任者)

第4条 次に掲げる者は、貸与品の取扱責任者として、所属における貸与品の出納、管理等を適正に処理するものとする。(い、は、に)

- (1) 本部所属にあつては、所属長
- (2) 警察学校にあつては、庶務部長
- (3) 方面本部にあつては、副本部長
- (4) 犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部にあつては、副本部長
- (5) 警察署にあつては、副署長（島部警察署にあつては署長）又は会計課長で物品管理者（東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）第10条に定める物品管理者をいう。）に指定された者

（貸与品の貸与）

第5条 貸与品は、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）第3条に規定する会計年度任用職員の職の性質による貸与品の損耗度、需要度等を考慮して貸与する。（ろ）

（貸与品の品目等）

第6条 貸与品の品目、形状、数量等については、総務部長が定めるものとする。

（貸与品の種別）

第7条 貸与品は、貸与の方法により個人貸与品と所属貸与品とに区分して貸与するものとする。（ろ）

- 2 個人貸与品は、会計年度任用職員個人に貸与する貸与品をいう。
- 3 所属貸与品は、所属長に貸与する貸与品をいう。

（貸与品の貸与基準）

第8条 個人貸与品は、新たに任用されたときその他統括責任者が貸与品の貸与を必要と認めるときには、貸与するものとする。ただし、任用前に貸与品の品目、形状及び数量が同一である他の会計年度任用職員の職に任用されていたときは、この限りでない。

（い、ろ）

- 2 所属貸与品は、勤務の性質上必要があると認められるときに貸与するものとする。

(貸与品の取扱い及び管理)

第9条 会計年度任用職員は、常に貸与品の取扱い及び管理の適正を期するとともに、これを目的外に使用し、又はみだりに処分、貸与等をしてはならない。(ろ)

(貸与品の着用)

第10条 会計年度任用職員は、原則として、勤務中は貸与品を着用するものとする。
(ろ)

(貸与品の返納)

第11条 会計年度任用職員は、退職するとき(免職されたときを含む。)その他統括責任者が返納を必要と認めるときには、貸与品(総務部長が定めるものを除く。)を速やかに所属長に返納するものとする。ただし、退職後、貸与品の品目、形状及び数量が同一である他の会計年度任用職員の職に任用されるときは、この限りでない。(い、ろ)

(貸与品の亡失又は毀損の報告)

第12条 会計年度任用職員は、貸与品(総務部長が定めるものを除く。)を亡失し、又は毀損したときは、速やかに所属長に報告するものとする。(ろ)

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、警視庁警察官支給品及び貸与品規程(平成16年8月18日訓令甲第25号)別記様式の「給貸与品亡失・毀損事案報告書」により、速やかに統括責任者に報告するものとする。

(細部事項)

第13条 この規程を実施するために必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。